

子ども・子育て支援新制度に関し必要な事項を定める「熊谷市特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」などを可決

市長の提案説明

初日（9月3日）の本会議では、市長から次のような提案説明がありました。

「今夏、全国的な豪雨等の気象災害により犠牲になられた方々に心より哀悼の意を表し、また、被災された方々にお見舞い申し上げます。気象庁では、「平成26年8月豪雨」と名付けたが、台風や集中豪雨がある一方、関東での猛暑や西日本での日照不足など、まさに異常気象ともいえるべき状況が続いている。本市では、8月30日に総合防災訓練を実施したが、自然災害は、どこでも起こり得ることを肝に銘じ、万が一発生した際には、昨年来の竜巻や大雪の教訓を生かし、気象情報の正確な把握や災害情報の迅速な発信など、その局面に応じた的確な対策が取れるよう、危機管理体制に万全を期していく。

今定例会に提案する議案について、まず、今回の補正予

算は、一般会計補正予算および公共用地先行取得特別会計補正予算である。

初めに、一般会計補正予算のうち、歳出の主なものについて、総務費は、本庁舎の耐震改修工事の実施に向け、今年度中に準備工事を行うための費用を追加する。民生費は、国・県の補助金の決定を受け、小規模多機能型居宅介護事業所の開設およびスプリンクラーの設置に対する補助金を計上する。衛生費は、県の補助金を活用し、骨髄移植を推進するため、骨髄提供者に対する補助金を計上する。商工費は、商店街が実施する街路灯のLED化のための経費に対する補助金の追加である。歳入は、今回の補正の財源として、国・県支出金および地方債などの特定財源のほか、前年度繰越金を充てる。

債務負担行為の補正について、本庁舎耐震化事業は、今年度の準備工事に引き続き、来年度に本体工事を施工するため、また、学校給食センタ

ー調理・搬送業務は、来年度からの委託に向けて、それぞれ、今年度中に契約等の準備行為を完了する必要があるため、追加するものである。

公共用地先行取得特別会計補正予算は、新星川改修事業予定地の用地を先行して取得するため、家屋等移転補償金を計上するものである。

このほか、平成25年度の各会計の決算議案を提案する。

また、一般議案として、来年度に実施が予定されている子ども・子育て支援新制度に関し必要な事項を定めるための「熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」などを提案する。

審議の概要

9月8日の本会議では条例案や補正予算案に対する質疑が行われた後、各議案は所管の常任委員会に付託されました。なお、平成25年度の各会計歳入歳出決算は、議会閉会

中に審査されることになりました。9日には総務文教常任委員会および環境産業常任委員会において、また10日には市民福祉常任委員会および都市建設常任委員会において、付託された議案についてそれぞれ審査が行われました。

最終日（24日）の本会議では、各常任委員長から案件審査の経過および結果が報告され、質疑、討論を行い、市長提案議案をすべて原案どおり可決、また、人権擁護委員候補者について同意しました。

さらに、議員提出議案「軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書」の提出について原案どおり可決し、9月定例会は閉会しました。

各議案の審議結果は次ページの表のとおりです。

大里広域市町村圏組合議会
議員の補欠選挙

9月3日、加藤恒男議員が大里広域市町村圏組合議会議員に選出されました。

平成26年第3回定例会 審議結果

○:賛成・×:反対・欠:欠席・退:退席

議案番号	議案件名	議席番号・議員	審議結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32		
				小池厚	関野高広	守屋淳	林幸子	関口弥生	野澤久夫	原口健二	大嶋和浩	山田忠之	黒澤三千夫	杉田茂美	須永宣延	小林一貫	松浦紀一	桜井くるみ	松本真市郎	三浦和一	大山美智子	森新一	加藤恒男	富岡信吾	福田勝美	磯崎修	松岡兵衛	松本富男	新井正夫	加賀崎千秋	新井昭安	小林甚一	新井清次	大久保照夫	栗原健昇		
第62号	平成26年度熊谷市一般会計補正予算(第3号)		原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第63号	平成26年度熊谷市公共用地先行取得特別会計補正予算(第1号)		原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第64号	熊谷市星溪園条例の一部を改正する条例		原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第65号	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例		原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第66号	熊谷市営住宅条例の一部を改正する条例		原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第67号	熊谷市職員の配偶者同行休業に関する条例		原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第68号	熊谷市いじめ問題対策連絡協議会等条例		原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第69号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例		原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第70号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例		原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第71号	熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例		原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第72号	工事請負契約の締結について(熊谷市スポーツ・文化村グラウンド整備工事(1工区))		原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第73号	財産の取得について(災害対応特殊消防ポンプ自動車)		原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第74号	市道路線の認定について		原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第75号	市道路線の廃止について		原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第76号	人権擁護委員候補者の推薦について		同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第77号	人権擁護委員候補者の推薦について		同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第7号	「消費税を5%に戻し、増税中止を求める意見書」の提出を求める請願		不採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第6号	軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書		原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※議長は採決に加わりません

※請願第7号は不採択とすることを審議したものです。

国(関係機関)に意見書を提出

軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故、転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病である。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様である。

この病態は、世界保健機構(WHO)において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されている。

しかし、この軽度外傷性脳損傷については、日本の医療において十分には知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいと、労働者災害補償保険(労災)や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれることもあるのが現状である。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいる状況も見受けられる。

国においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 軽度外傷性脳損傷について、国民をはじめ医療機関、教育機関等への周知を図ること。
- 2 業務上の災害又は通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害(補償)年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 3 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像検査に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日

熊谷市議会

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様、文部科学大臣様、厚生労働大臣様